

答 申 情 第 2 2 9 号
令和 8 年 9 月 2 5 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 2 月 1 3 日付け保障第 1 1 9 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

業務委託先の選定経緯の文書に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第 2 9 5 号）

1 審議会の結論

処分庁が非公開とした部分のうち、見積書における「人件費」金額、「その他」金額及び「事業費」金額については公開すべきであるが、その余の部分について非公開としたことは妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和4年2月7日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「京都市が発達障害者支援業務を社会福祉法人●●に委託するに至った選定経緯を記す公文書一式」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため、記載を省略する（以下同じ。）。

- (2) 処分庁は、本件請求が、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の開設時における業務委託先の選定に係る公文書を求めているものと考え、当時の公文書は既に廃棄していたことから、令和4年2月22日付けで不存在による非公開決定処分（京都市指令保障第975号。以下「第975号処分」という。）をし、その旨及びその理由を審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和4年5月23日に、第975号処分を不服としてその取消しを求める審査請求をした。当該審査請求を受けて審査庁は、令和5年10月24日付けで、第975号処分を取り消し、改めて該当する公文書について公開決定又は非公開決定を行うべきであるとの裁決（京都市指令保障第731号）を行った。

- (4) 処分庁は、審査庁による当該裁決を受けて、本件請求に係る公文書として、決定書「(支出負担)令和5年度発達障害者支援センター運営委託」(令和5年4月1日付け決定)（以下「本件公文書1」という。）、「同(令和4年4月1日付け決定)」(以下「本件公文書2」という。）、「同(令和3年4月1日付け決定)」(以下「本件公文書3」という。）、「同(平成31年4月1日付け決定)」(以下「本件公文書4」という。）及び「同(平成30年4月1日付け決定)」(以下「本件公文書5」という。）(以下、これらをまとめて「本件公文書」という。)を特定したうえで、令和5年10月24日付けで公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

(公文書の一部の公開をしない理由)

条例第7条第2号及び第4号に該当

見積書の内訳については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため。(条例第7条第2号に該当)

法人の印影については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪等の予防等に支障が生じるおそれがあるため。(条例第7条第2号及び第4号に該当)

- (5) 審査請求人は、令和6年1月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件請求は、京都市が発達障害者支援業務を社会福祉法人●●に委託するに至った選定経緯を記した公文書を求めたものであり、かがやきの運営に係る業務は、契約期間を1年度間として、処分庁から同法人に毎年度委託している。よって、処分庁では当該委託契約を毎年度更新しており、その際に作成する文書には、委託先を選定する理由を記載していることから、本件請求の請求内容を満たすものとして、契約更新時に作成及び取得した文書一式を特定したものである。

なお、更新時に作成等した文書一式には、法人から提出を受けた押印のある見積書が含まれる。

(2) 条例第7条第2号について

ア 審査請求人は、条例第7条第2号は次のとおり定められており、処分庁が本件処分の通知書に書いている内容と整合せず、本件処分は条例第7条第2号に該当していないと主張する。

個人情報保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

イ 条例は令和4年12月23日付けで一部改正され、令和5年4月1日から施行されており、確かに、当該一部改正後の条例において、第7条第2号は、審査請求人の主張する内容となっている。

しかしながら、附則において「この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の条例第6条第1項の規定による請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。」との経過措置が置かれている。

本件処分は、令和4年2月7日付けの公文書公開請求に対する処分であるから、当該附則により、処分庁は、本件処分をするに当たり、改正前の条例に基づいて処分を行ったものであるから、本件処分の内容は適正であると判断する。

(3) 条例第7条第2号及び第4号該当性について

ア 本件公文書には、委託先から提出を受けた押印のある見積書があり、当該見積書の内訳については、法人内の運営に係る経費が記載されており、公開することによって、当該法人の事業活動上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められ、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

イ 審査請求人は、条例第7条第4号該当性について、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが求められ、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められるから、本件処分では条例第7条第4号を満たしていないと主張する。

ウ 日本では契約行為等に印影を用いる商習慣が広く根付いていることもあり、一般的に、印影が広く知れ渡ることにより、偽造等により犯罪等に悪用される危険性がある。それにより、財産等の保護や犯罪等の予防等において、印影を公開することは実質的な支障となり、法的保護に値する支障が生じる蓋然性があるといえるため、見積書にある委託先法人の印影について、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分の取り消しを要求する。

(2) 条例7条2号は下掲の通り定められているが処分庁が本件決定通知書に書いている内容と全く整合していないので本件処分は7条2号に該当していない。

個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 次いで処分庁は条例7条4号を挙げた上で「財産等の保護、犯罪等の予防等に支障が生じるおそれがある」と本件決定通知書に書いているが「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが求められ、「おそれ」の程度も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の支障が生じる蓋然性が求められる。」（令和5年10月3日付け答申個第133号6（2）ウ）のであるが処分庁による非公開事由は此れを満たしていないので条例7条4号にも該当していない。

(4) 以上の通り本件処分は条例7条2号及び4号に該当していないので非公開部分（黒塗り部分）も公開されなければならない。

(5) 京都府発達障害者支援センターはばたきに係る見積書に於いて其の内訳は公開されているのでかがやきに係る見積書に於いても其の内訳は公開されなければならない。

しかし処分庁はかがやきに係る見積書に於いて其の内訳を公開していない。

従って本件処分は条例7条に定められている公開義務に違反しているので取り消されなければならない。

- (6) かがやきを運営している社会福祉法人●●が定年退職した元京都市職員たちの天下り先に為っており両者が癒着している事を以って社会福祉法人●●が処分庁に提出した見積書に於いて処分庁が其の内訳を隠蔽する事は条例 1 条に定められている目的に照らしても決して許されない事である。要するに処分庁は自分達の天下り先に為っている社会福祉法人●●を庇う様な言動を決してしてはならないのである。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、かがやきの運営及び使用料の徴収事務について、処分庁が社会福祉法人●●（以下「本件法人」という。）に委託することを決定した、各年度（平成 30 年度から平成 31 年度及び令和 3 年度から令和 5 年度）の決裁文書であり、「決定書鏡」、「委託契約書」、「京都市発達障害者支援センター運営事業要綱」、「支出負担行為書」及び「見積書」で構成されている。また、本件公文書 1 から本件公文書 4 には、「発達障害者支援センター運営経費（積算）」が添付されている。

このうち、見積書（以下「本件見積書」という。）の内訳について条例第 7 条第 2 号に、本件見積書に押印されている法人の印影について条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に該当するとして非公開とされている。

(2) 本件審査請求の争点について

本件審査請求の争点は次のとおりであるから、当審議会はこの点について以下検討する。

ア 条例第 7 条第 2 号条文引用の適否について

イ 条例第 7 条第 2 号及び第 4 号該当性について

(3) 条例第 7 条第 2 号条文引用の適否について

ア 審査請求人は、処分庁が本件処分における条例第 7 条第 2 号該当性の理由として「当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」としていることについて、条例第 7 条第 2 号は行政機関等匿名加工情報について非公開とすることを定めた規定であるから、当該非公開理由は誤りであると主張する。

イ 一方、処分庁は、本件処分は、令和 4 年 2 月 7 日付けの公文書公開請求に対する処分であり、令和 4 年 1 2 月 2 3 日の条例一部改正における附則の適用を受け、改正前条例に基づいて処分を行ったものであるから、本件処分は適正であると主張する。

ウ 当審議会において、条例の改正沿革を確認したところ、令和 4 年 1 2 月 2 3 日改正において、条例第 7 条第 2 号に係る規定の改正がされており、改正前及び改正後の当該規定は次のとおりである。

改正前条例第 7 条第 2 号

法人（本市、法人（本市、国、他の地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。）及び地方独立行政法人並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下

「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

改正後条例第7条第2号

個人情報の保護に関する法律第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

また、同改正に係る附則には、条例の一部改正に伴う経過措置として、「この条例の施行の日前にされたこの条例による改正前の京都市情報公開条例第6条第1項の規定による請求に係る公文書の公開については、なお従前の例による。」とされ、条例施行日は令和5年4月1日とされている。

エ そうすると、本件請求は令和4年2月7日に行われたものであるから、附則が適用され、本件請求に対する処分においては改正前条例を参照すべきであると認められる。

オ したがって、本件処分における条例第7条第2号に係る条文の引用は適法であると判断する。

(4) 条例第7条第2号及び第4号該当性について

本件処分は6(3)において確認したとおり、令和4年12月23日改正前の条例を適用して判断するものであるから、以下、改正前条例に基づき検討する。

ア 本件見積書の内訳について（条例第7条第2号該当性）

(ア) 条例第7条第2号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。

(イ) 処分庁は、本件見積書の内訳については、本件法人内の運営に係る経費が記載されていることから、公開することによって、当該法人の事業活動上の地位、その他正当な利益を明らかに害すると認められると主張する。

(ウ) 当審議会において、本件見積書について見分したところ、「税込み合計金額」及び「消費税及び地方消費税相当額の金額」以外の次の金額が非公開とされていることを確認した。

本件公文書1に係る見積書

「人件費」金額、「事業費」金額並びに「事業費」金額及びその内訳として報償費・旅費・需用費・役務費・使用料・賃借料・委託料・備品購入費・光熱水費・事務費の項目ごとの内訳金額及び合計金額

本件公文書2及び本件公文書3に係る見積書

「人件費」金額、「事業費」金額並びに「事業費」金額及びその内訳として報償費・旅費・需用費・役務費・使用料・賃借料・委託料・備品購入費・光熱水費・事務費・個別支援ファイル印刷製本費の項目ごとの内訳金額及び合計金額

本件公文書4及び本件公文書5に係る見積書

「人件費」金額、「その他」金額並びに「その他」金額及びその内訳として報償費・旅費・需用費・役務費・使用料・賃借料・委託料・備品購入費・光熱水費・事務費の項目ごとの内訳金額及び合計金額

- (エ) たしかに、見積書は、事業者が当該業務を請け負うに当たって、自社のこれまでの同種の業務実績などを踏まえ算定しているものと考えられ、事業者の経営等に係る事業活動上の一定のノウハウを有しているものと認められる。

この点、本件見積書のうち、報償費・旅費・需用費・役務費・使用料・賃借料・委託料・備品購入費・光熱水費・事務費・個別支援ファイル印刷製本費の項目ごとの内訳金額及び合計金額については、当該事業者の経営上のノウハウを有しているといえる。

しかしながら、「人件費」金額については、それ自体の内訳が示されていないこと、「その他」金額及び「事業費」金額については、その内訳を非公開とすることにより、これらの金額を公開しても、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとまでは認められない。

- (オ) したがって、当審議会としては、本件見積書のうち、報償費・旅費・需用費・役務費・使用料・賃借料・委託料・備品購入費・光熱水費・事務費・個別支援ファイル印刷製本費の項目ごとの内訳金額及び合計金額については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当するが、「人件費」金額、「その他」金額及び「事業費」金額については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当しないと判断する。

イ 法人の印影について（条例第7条第2号及び第4号該当性）

- (ア) 処分庁は、法人の印影については、公開することにより、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるとともに、財産等の保護、犯罪等の予防等に支障が生じるおそれがあると主張する。

- (イ) 一般に、法人等が契約書や見積書等に用いる法人印については、専ら法人の内部管理に属する事項に該当すると認められ、また契約等の関係にない者にまで広く公にすることを予定しているとは認められない。また、公開することにより、偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するおそれがあることは否定できない。

- (ウ) したがって、当審議会としては、法人の印影については、条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

なお、処分庁は同条第4号該当性も主張するが、同条第2号に該当することから、同条第4号該当性については検討を要しない。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年	2月13日	諮問
	3月13日	諮問庁からの弁明書の提出
令和8年	7月17日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和8年度第3回会議）
	7月21日	審査請求人からの反論書の提出
	8月18日	審議（令和7年度第4回会議）
	9月25日	審議（令和7年度第5回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）